

平成 26 年 3 月 14 日

「選手強化に係わる指導関係者の処分」について

1 経過

平成 25 年 3 月、本連盟評議員会において、評議員より「ある選手から被害の訴えがあった」旨の告発があったことを受け、本連盟は、同年 4 月、倫理委員会を発足し、告発事実の有無について弁護士資格を有する外部委員に調査を依頼した。

2 調査の概要

強化指定選手及び指導関係者 12 名に対し外部委員を通じてヒアリング調査を行った。また、強化指定選手に対し無記名によるアンケート調査を実施した。

3 認定した事実

前項のヒアリング調査及び倫理委員会が関係者を出頭させて事情聴取を行い審議した結果、以下の事実を認定した。

(1) 「C 選手に対する指導関係者 A の言動」について

平成 24 年某月、指導関係者 A は C 選手に対し、某所で A が実施するトレーニングへの参加を要請した。これに対し、C 選手は自らの練習スケジュール等を述べて A の要請を拒否した。この C 選手の態度に A は激高し、「もういいから。」などと述べて C 選手を代表選考から除外することを示唆する発言をした。また、A は同日のミーティングにおいて、C 選手を含む各選手・スタッフがいる前で C 選手の除外を示唆する発言をした。一連の A の発言によって C 選手は、代表選考から除外されたものと受け止め、精神的に強く動揺した。

(2) 「D 選手に対する A 及び指導関係者 B の言動」について

平成 25 年某月、A 及び指導関係者 B は、D 選手に対し、当時、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）が強化指定選手に対して実施していたパワハラに関するアンケートについて言及した。具体的には、B は D 選手に対し、「お前、A のこと悪く書いたのか。」などと述べた。これに続き A は「アンケートのことだ。お前も俺のこと悪く書いたのか聞いてるんだ。」などと述べた。

4 パワハラの認定について

倫理委員会が前項で認定した事実に基づき、パワハラに該当するかどうか審議した結果は以下のとおりである。

(1) 「C 選手に対する A の言動」について

A は、日ごろから強化指定選手に対して、強化の方針に従わない者は辞めてよいことを述

べるなどして、強化指定選手の足並みを揃えることを旨としていた。A の言動は、そのような方針に C 選手を従わせるための手段として用いられたものと推察される。もともと、A による同様の発言は C 選手に限らず複数の強化指定選手に対してもなされており、発言を受けた全ての強化指定選手が C 選手と同様の強い精神的苦痛を受けていた事実を認めることはできない。

したがって、A の C 選手に対する言動は指導の一環としてなされた発言として、パワハラには該当しないと認定した。

(2) 「D 選手に対する A 及び B の言動」について

A 及び B の D 選手に対する一連の発言は、指導関係者としての選手に対する優位性を背景になされたものであり、その発言内容は選手強化の目的から逸脱したものであった。この発言により D 選手は自由な意見表明の機会を阻害され、精神的苦痛を受けた。

したがって、A 及び B による一連の発言は D 選手に対するパワハラに該当すると認定した。

5 処分

前項(2)「D 選手に対する A 及び B の言動」は、D 選手に対するパワハラに該当する上、アンケート調査の公正性を妨げ、他の強化指定選手にも適切な意見表明の意思を削ぐものであって看過できない。他方、D 選手に対する一連の発言それ自体は、JOC のアンケート回答期限を過ぎた後になされたものであり、D 選手による当該アンケートの回答に直接介入するものではなかった。以上の点を総合的に判断した倫理委員会の意見に基づき、A 及び B を本連盟就業規則第 50 条の訓戒に相当する嚴重注意処分とする。

6 総括

指導関係者が選手に対し、パワハラと認定されるような発言をなした上、アンケートの公正性に疑義を生じさせたことは誠に遺憾であります。本件事案によって自転車競技に対する信頼を損なったことにつき、自転車競技に関わる全ての方々に謹んでお詫び申し上げます。

また、この度の調査を通じて、指導上での言葉について、指導者側の認識と選手側の認識との間に重大な相違が生じていたことが明らかになりました。この認識の相違が生じる要因は、指導者と選手との信頼関係が構築されていなかったことにあると考えております。

本連盟は、本件事案を重く受け止め、選手のレベルと対象に応じた選手育成のための指導法について再考すると共に、同種事案の再発防止を徹底し、高い指導力を備えた指導者の配置によって一層の普及と競技力向上に資するべく、競技団体としての責任を遂行する所存であります。

公益財団法人日本自転車競技連盟
会長 橋本聖子